

別紙 会社法339条2項の「正当な理由」に関する主張の整理

1 会社法339条2項の「正当な理由」について

会社法339条2項にいう「正当な理由」は、株主総会による解任の自由の保障と役員等の任期に対する期待の保護との調和を図るという同項の趣旨を踏まえて解釈すべきものとされ、「会社において取締役として職務の執行を委ねることができないと判断することもやむを得ない、客観的、合理的な事情が存在する場合」、「株式会社が役員等に対し取締役としての責務の遂行を期待することが客観的に難しい状況がある場合」等をいうものと解されています¹。一般に、①職務執行上の法令・定款違反行為、②心身の故障、③職務への著しい不適任（経営能力の著しい欠如）²がこれに該当すると解されています³。

また、このような「正当な理由」があることは、役員を解任した会社において主張立証すべきであると解されています⁴。

2 主張整理について

以上のような一般的な考え方を踏まえ、被告においては、①「正当理由の評価根拠事実」、②①を証する証拠、③①を踏まえた「規範的評価」を整

¹ 東京地判平成8年8月1日商事法務1435号37頁、東京地判平成28年7月27日判例秘書、東京地判令和2年2月4日判例秘書、東京地判令和2年3月2日判例秘書等。東京地方裁判所商事研究会編「類型別会社訴訟I〔第3版〕」24頁等参照

² ただし、一般的に、職務遂行の能力の欠如や役職に対する不適任を理由に役員等が解任される場合に、正当な理由の存在を認めることに慎重な立場もあります（後掲会社法コンメンタール536頁に掲げられた文献を参照）。

³ 酒巻俊雄＝龍田節編集代表「逐条解説会社法第4巻」326頁以下、岩原紳作編「会社法コンメンタール7」534頁以下、奥島孝康＝落合誠一＝浜田道代編「新基本法コンメンタール会社法2第2版」115頁、江頭憲治郎＝中村直人編「論点体系会社法3第2版」49頁以下、前掲類型別会社訴訟25頁以下等

⁴ 前掲会社法コンメンタール529頁、前掲新基本法コンメンタール会社法116頁、前掲論点体系会社法51頁、前掲類型別会社訴訟26頁以下等

理し、原告においては、④「正当理由の評価根拠事実」に対する認否、⑤「正当理由の評価根拠事実」を否認する場合にはその否認の理由、⑥⑤を証する証拠、⑦「正当理由の評価障害事実」、⑧⑦を証する証拠、⑨①・⑤・⑦を踏まえた「規範的評価」を整理し、さらに被告においては、⑩「正当理由の評価障害事実」に対する認否、⑪「正当理由の評価障害事実」を否認する場合にはその否認の理由、⑫⑪を証する証拠、⑬①・⑤・⑦・⑩を踏まえた「規範的評価」を整理してください。